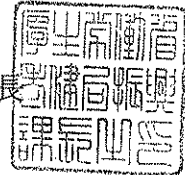




老振発第 0421001 号
平成 21 年 4 月 21 日

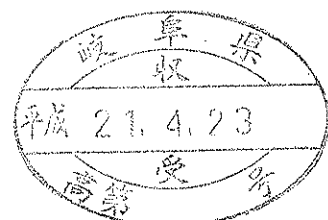
各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 21 年 3 月 6 日老計発第 0306001 号、老振発第 0306001 号、老老発第 0306002 号）にて通知したところであるが、「要介護認定等基準時間の推計の方法（平成 12 年厚生省告示第 91 号）」が平成 21 年 3 月 31 日に一部改正されたことに伴い、別添のとおり標記通知の一部を改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。



○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

改 正 後		改 正 前	
対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～基本調査 3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～基本調査 4-

<p>15の いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、 認知症の症状がある旨が記載さ れている場合も含む。</p>	<p>れか「2. できない」 又は 基本調査7 (ア～テ) のいずれか 「1. ない」以外</p>
<p>基本調査2-2 「4. 全介助」 以外</p>	<p>基本調査2-7 「4. 全介助」 以外</p>
<p>基本調査1-8 「3. できない」</p>	<p>基本調査3-1 「3. できない」</p>
<p>基本調査2-1 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」</p>	<p>基本調査2-6 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」</p>
<p>—</p>	<p>—</p>
<p>(二) 移動において全介助を 必要としない者</p>	<p>(二) 移動において全介助を 必要としない者</p>
<p>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが 困難な者</p>	<p>次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが 困難な者</p>
<p>(二) 移乗が一部介助又は全 介助を必要とする者</p>	<p>(二) 移乗が一部介助又は全 介助を必要とする者</p>
<p>(三) 生活環境において段差 の解消が必要と認められ る者</p>	<p>(三) 生活環境において段差 の解消が必要と認められ る者</p>
<p>オ 移動 用リフト(つ り具の 部分を 除く。)</p>	<p>オ 移動 用リフト(つ り具の 部分を 除く。)</p>